

令和8年度 埼玉県立与野高等学校 生徒募集要項（一般募集編）

〒338-0004 埼玉県さいたま市中央区本町西 2-8-1 TEL048-852-4505(代表)

「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」、「私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続等」及び「帰国生徒特別選抜による募集」については「令和8年度 生徒募集要項（別編）」を確認すること。

URL <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2208/r8nyuushi-houhou.html>

第1 募集人員及び出願資格等

1 募集人員

全日制の課程 普通科（男女共学） 360名（2）（ ）内の数字は、転居等に伴う転編入学者の募集人員であり、募集人員の内数である。

2 出願資格

本校に入学を志願することのできる者は、次の(1)から(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和8年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和8年度進級予定者は出願できない。

- (1) 令和8年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）
- (4) 志願者は、次のアからウまでのいずれかに該当するものとする。
 - ア 本人及び保護者が県内に居住し、かつ、入学後も引き続き県内に居住できる者
 - イ 別に定めるところにより、本校校長が出願を承認した者
 - ウ 別に定めるところにより、埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長が出願資格を認定した者

3 通学区域

通学区域は設けない。

第2 一般募集

1 一般募集における出願資格

第1の2（出願資格）に該当する者

2 出願

(1) 出願手続

原則、以下のア～ウが全て完了した時点をも、出願とする。出願が完了した後は、志願先変更期間でのみ、志願先高等学校・学科等を変更することができる。

なお、第4における中学校等からの出願をする場合の、電子出願方法については、別途「電子出願の利用の手引き」（県ホームページに掲載 <https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/268192/r8-riyonotebiki-2.pdf>）に定めたとおりとする。

- ア 電子出願システムの案内に従い、志願情報等の入力を行う。
- イ アの入力内容を、出身中学校等が専用サイトにおいて確認し、調査書をアップロードした上で、承認する。
- ウ 入学選考手数料を、以下の通り納付する。

- (ア) 入学選考手数料2,200円を、電子出願システムの案内に従って、電子収納により納付する。
- (イ) 一度納付した入学選考手数料及び電子収納に係る手数料は返還しない。

ア～ウを行うことのできる期間：令和8年1月27日（火）正午から2月10日（火）正午まで

(2) 出願書類

出願手続が完了した後、志願者又は出身中学校長は、本校校長に対し、以下の書類を提出すること。
書類が提出された志願者を、選抜の対象とする。

- ア 調査書（様式1）
災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。
- イ 学習の記録等学年内評価分布表（様式3）及び学習の記録等一覧表（様式4）
過年度の卒業生が出願する場合及び県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。
- ウ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(3) 提出方法

原則、中学校がまとめて郵送による提出を行う。郵送が難しい場合には、中学校がまとめて持参、志願者が郵送若しくは持参により提出することもできる。ただし、電子データの提出とあるものは、郵送又は持参は不要である。

帰国生徒特別選抜による募集において、調査書以外の必要な書類は、原則、志願者が持参により提出すること。

ア 調査書（出身中学校長が提出）

提出期間	令和8年1月27日（火）正午 から 2月10日（火）正午まで
------	--------------------------------

提出方法	電子出願システムの案内に従って、電子データを提出する。このとき、中学校長の公印は省略する。
------	---

ただし、第4の2又は3による出願の場合は、紙の調査書に公印を押印の上、出身中学校長又は志願者がその他必要な書類とともに、郵送又は持参により提出する。

イ 出身中学校長が提出するもの

	郵送する場合	持参する場合
提出書類	学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表(様式3及び4)	
提出期間及び受付時間	令和8年2月13日(金)を配達指定日とすること。	令和8年2月16日(月)午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月17日(火)午前9時から正午まで
提出先	本校及び高校教育指導課	
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。 (高校教育指導課郵送先) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長	直接持参する。
その他	中学校がまとめて出願する場合、出願書類等と学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を、同一の封筒で提出することができる。 この場合、封筒の表には、「出願書類等在中」と「学習の記録等一覧表等在中」を朱書きで併記すること。	

ウ 志願者又は出身中学校長(在学中中学校長を含む。以下同じ)が提出するもの

	中学校がまとめて郵送する場合	中学校がまとめて持参する場合	志願者が郵送する場合	志願者が持参する場合
提出書類	その他必要な書類 ※送付票(様式21)を同封すること。		その他必要な書類 ※送付票(様式21)は不要である。	
提出期間及び受付時間	令和8年2月13日(金)を 配達指定日とすること。	令和8年2月13日(金) 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで	令和8年2月13日(金)を 配達指定日とすること。	令和8年2月16日(月) 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月17日(火) 午前9時から正午まで
提出先	本校			
提出方法	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「出願書類等在中」と朱書きすること。	出身中学校長が命じた者が窓口を持参すること。 本校校長は、受領書(様式22)を交付する。	「簡易書留」等、配達の記録が残る扱いとし、封筒の表には「出願書類等在中」と朱書きすること。	志願者が窓口を持参すること。

補記

- ・中学校がイのみを提出する場合、送付票(様式21)は不要である。
- ・郵送に使用する封筒のサイズは、角形2号又は長形3号が望ましい。

3 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に出願することはできない。

4 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

なお、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先変更をすることはできない。ただし、やむを得ない事情により下記期間に書類の提出ができない場合は、出身中学校長は事前に本校に連絡し、令和8年2月20日(金)午前9時から正午までの間に提出すること。

令和8年2月18日(水)午前9時から2月19日(木)午後4時まで
書類提出期間は、2月18日(水)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
2月19日(木)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 志願先変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、電子出願システムの案内に従い、2の(1)~(3)に準じて選択又は入力を行い出願書類を提出する。詳細は、別途「電子出願の利用の手引き」にて定める。

ア 入学選考手数料

- (ア) 本校から他の県立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納入する必要はない。
- (イ) 定時制の課程から本校に志願先を変更する場合は、入学選考手数料の不足分(1,250円)を、電子出願システムの案内に従い、電子収納により納付する。
- (ウ) 本校から市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から本校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続により納付すること。
- (エ) 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

イ 出願書類の提出

- (7) 志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」(様式8)を先に志願した高等学校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」(様式9)の交付を受けた後、新たに出願する高等学校長に持参により、出願書類を提出すること。
- (4) 志願先変更があったときは、出身中学校長は新たに出願した高等学校長に、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を速やかに提出する。ただし、既に提出している場合は、改めて提出する必要はない。

5 志願取消

志願取消を希望する者は、電子出願システムの案内に従い、志願取消を行う。その上で、出身中学校長を経て、「志願取消届」(様式10)を速やかに本校校長に持参により提出する。

6 受検票

志願者は、「受検票」を令和8年2月20日(金)午後3時以降に電子出願システムの案内に従い、各自で印刷する。

7 学力検査

- (1) 志願者は、令和8年2月26日(木)に行われる学力検査を受検しなければならない。
- (2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。
なお、追検査を受検する場合は「8 追検査」による。
- (3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。なお、数学及び英語の学力検査において「学校選択問題」を実施しない。
- (4) 学力検査会場は、本校とする。
- (5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45~9:20	9:25~10:15	休憩	10:35~11:25	休憩	11:45~12:35	昼食	13:30~14:20	休憩	14:40~15:30
教科等	一般諸注意	国語		数学		社会		理科		英語

- (6) 学力検査の配点等については、入学者選抜要領による。
- (7) 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続きについては別に定める。

8 追検査

- (1) 次のア又はイに該当する志願者は、令和8年3月3日(火)に実施する追検査を受検することができる。
ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者
イ 一部受検者(学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された志願者を指す。ただし、追検査を受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で開始していない検査時間以降の教科とする。)
- (2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長に連絡するとともに、「追検査受検願」(様式16)を令和8年2月27日(金)正午までに本校校長に提出する。
- (3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」(様式17)を交付する。
- (4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。なお、数学及び英語の追検査において「学校選択問題」を実施しない。
- (5) 「追検査受検願」(様式16)を提出した志願者に対しては、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集による場合においては、令和8年3月3日(火)に面接を実施する。
- (6) 追検査の会場は、本校とする。また、追検査の日程及び配点等は学力検査に準ずる。

9 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所

日時	令和8年3月6日(金)午前9時
場所	ウェブによる合否照会システムで行う。URL等は別に定める。
備考	本校校長は、「選抜結果通知書」(様式7)を入学許可候補者に交付する。 交付は電子出願システムによる。ただし、県外中学校及び海外学校出身者は本校で交付する。

- (2) 入学許可候補者は、令和8年3月6日(金)に、受検票を持参し、午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時までに、本校において必要書類を受け取る。
- (3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」(様式自由)を、出身中学校長を経て本校校長に持参により提出する。

※ その他の詳細については、「令和8年度入学者選抜実施要項・入学者選抜要領」等を参照すること。